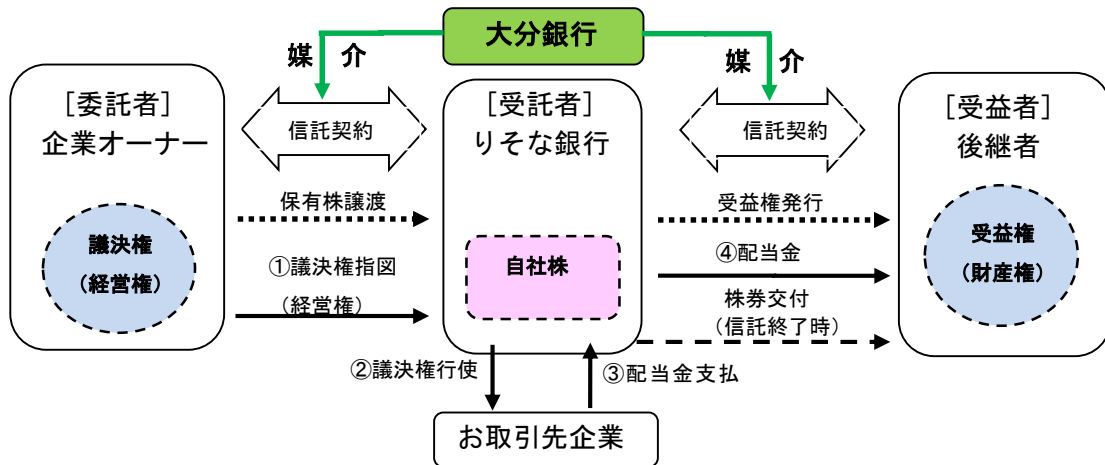


【ご参考】

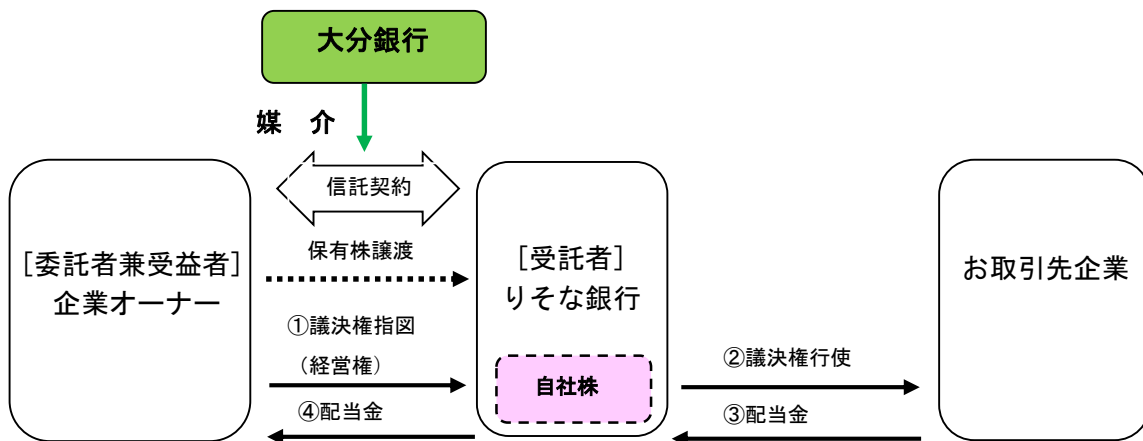
「自社株承継信託」（議決権留保型）の概要

経営権と財産権をそれぞれ最適なタイミングで譲渡したいというニーズに対応したもので、経営権は企業オーナーが保有し、財産権だけを後継者に贈与あるいは譲渡する仕組み



「自社株承継信託」（遺言代用型）の概要

速やかかつ確実に自社株式を後継者に承継したいというニーズに対応したもので、万が一の事態に備え、企業オーナーがあらかじめ株式の交付先を定めて、相続発生時に遺産分割協議を経ず株式を移転する仕組み



※ 信託終了時の取扱い…委託者である企業オーナー死亡時は、後継者に移転。

（「自社株承継信託」のご利用に際しての注意事項）

- ・「自社株承継信託」のご利用に際し、りそな銀行の受託審査があります。審査の結果次第ではご希望に添えない場合がございます。
- ・大分銀行は、りそな銀行の信託契約代理店の立場で「自社株承継信託」のご案内をいたします。ご利用にあたっては、りそな銀行と信託契約をご締結いただきます。